

様式第2号(第8関係)

会議の開催結果

1 会議名	平成19年度 第4回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会
2 開催日時	平成20年3月27日(木) 14時00分から16時00分まで
3 開催場所	浦和コミュニティセンター 9階 第15集会室
4 出席者名	【委員】 丸田 頼一、上田 理江、小野 達二、島田 由美子、 引間 成子、森田 博、森藤 理央子 【事務局】 辰沢都市計画部副理事、奥みどり推進課長、土屋みど り推進課課長補佐、大塚主幹、秋谷係長、貝吹係長、 秋谷主任、菊地主事、齊藤技師、
5 議題及び公開・非公開の別	議題「建築物緑化推進制度の創設について」 公開
6 非公開の理由	
7 傍聴人の数	0人
8 審議内容	別紙 会議録のとおり
9 その他	

平成19年度

第4回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会

会 議 録

日 時 平成20年3月27日(木)
14時00分 から 16時00分 まで

場 所 浦和コミュニティセンター 9階 第15集会室

出席者 会長 丸田 頼一
上田 理江
小野 達二
島田 由美子
引間 成子
森田 博
森藤 理央子

事務局 辰沢都市計画部副理事・奥みどり推進課長
土屋みどり推進課課長補佐・大塚主幹・秋谷係長
貝吹係長・秋谷主任・菊地主事・齊藤技師

平成20年度第4回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会 会議録

平成20年3月27日(木) 14:00~16:00

発言者	意見内容
【 議題 建築物緑化推進制度の創設について 】	
事務局から、建築物緑化推進制度の創設について、資料に基づき説明	
島田委員	<p>良い制度になったと思う。建築物緑化に取り組む人たちの支援になるような制度になった。その他の制度として、緑化施設整備計画認定制度が紹介されているのも良い。このような制度があるのを初めて知ったが、他市でも行われているのか。また、制度はいつから始まるのか。助成の予算というのは、どの程度についているのか。</p>
事務局	<p>緑化施設整備計画認定制度は、既にあるもので、敷地面積の20%以上を緑化した場合には、固定資産税の優遇措置が受けられる制度になっている。</p> <p>建築物緑化推進制度については、本日の審議の中で了解されれば、4月から周知を行い、7月から実施したいと考えている。</p> <p>助成予算は、2月の議会で500万円ほどの予算が承認された。少ない額と考えるが、市としても初めての試みである為、募集状況などによっては、21年度以降、徐々に予算を増やしていければと考えている。</p>
丸田会長	<p>緑化施設整備計画認定制度について、他市ではどのような事例があるのか。</p>
事務局	<p>大阪市のなんばパークスがこの制度に該当する。南海電鉄が開発を行った複合ビルで、かなり大きなものになる。</p> <p>近隣では東京都の品川区などに事例がある。また、川口市にも平成18年に1件事例がある。</p> <p>さいたま市では、昨年の平成19年3月に緑化重点地区を設定したことから、緑化施設整備計画認定制度が活用できるようになった。始まったばかりということもあり、建築物緑化推進制度のパンフレットの中で周知徹底していきたいと考えている。</p>
森田委員	<p>屋上緑化の場合、植栽するものに高さの制限というのは無いのか。大きく育った樹木が台風や強風で倒れて、近隣に被害を与える可能性もある。制限を設けたほうが良いのでは。</p>
事務局	<p>現在は高さの制限は無い。建築物緑化は風の影響が大きい為、地被植物のみの植栽も可能としている。今後、高い樹木の植栽が増えていくようであれば、高さの制限を設けることも検討する。</p>
森藤委員	<p>助成の対象の中で、建築面積は考慮しないのか。</p>

発言者	意見内容
事務局	<p>助成制度は、屋上もしくは壁面緑化を10㎡以上行う建築物と緑化指導基準に該当する建築物で、基準よりも10㎡以上屋上もしくは壁面緑化を行うものを対象としており、既存と新築のどちらでも良い。新築及び改築などの建築行為とは関係していない。</p>
森藤委員	<p>大規模建築物とは、どのようなものなのか。</p>
事務局	<p>本来であればすべて対象としたいところだが、助成金額が限られていることから、制度を運用していくにあたり多くの人の目に付く場所に緑を創出することに重点を置き、敷地面積3,000㎡以上の大規模建築物を対象とした。</p> <p>3,000㎡以上というのは緑化指導基準の中の区分であり、3,000㎡以上の敷地面積のものであれば、一定の効果的な緑地の創出がなされるのではないかと考えて設定した。</p>
上田委員	<p>数字だと分かり難い。現在のさいたま市の緑化重点地区の中に、その規模に値する建物はどのくらいあるのか。助成制度が実施されると屋上緑化は何%くらい増えると考えているのか。</p>
事務局	<p>建築行為に関連し、緑化率が上がるのは緑化指導基準の改正で、既存や新築の区別無く屋上もしくは壁面に基準を超えて緑化した場合助成を行うのが、助成制度である。本日会場となっているパルコは11,000㎡で、旧基準による緑化面積は3%である。地上部の緑化は少ないが、屋上緑化によって3%を取れている。</p> <p>現在、市に3,000㎡以上の建築物がどの程度あるという具体的な数字を提示できないが、平成18年度において、商業施設：205件、工場：10件、規模は様々だが集合住宅：544件が市内に新築されている。このような建物が今後制度の対象になる。</p> <p>14ページ(1)助成対象をもう一度見て頂きたい。先導地区の位置図にある濃い緑色の地域、駅を中心とした概ね半径500mを先導地区として、新築・既設に関わらず屋上壁面緑化を行う場合は助成対象としている。例えば、浦和駅周辺500m圏内であれば、建物の規模に関係なく助成対象とする。また、敷地面積3,000㎡以上の大規模建築物の場合は、先導地区を除いた市の全域に建てられた敷地面積3,000㎡以上の建築物について、10㎡以上の屋上または壁面緑化を行った場合には、助成の対象としようとするものである。</p>
丸田会長	<p>助成予算が500万円程度というのは、随分少ない。初年度であるため、仕方が無いのかもしれないが、需要があれば、増えていくだろう。</p>

発 言 者	意 見 内 容
小野委員	乾燥しているところに緑化するのは、水やりが大変だと思う。水道料金もばかにならない上に、夏の水不足の時期に、水道使用量が増えてしまう。市としては、雨水利用も併せて策として出していかなくてはいけないと思う。
丸田会長	どこかの時点で、アドバイスをしたらよい。人工的な環境で、年によって天候変化もあるから難しい場合もある。乾燥もあるだろうし、雨が多ければ、根腐れをおこしてしまう。人が管理をしなければいけない。
上田委員	資料 - 1 15 ページに、維持管理は設置後5年以上とある。さいたまアリーナを例にあげると、アイビーの壁面緑化があるが、結構枯れて土が見えている。どこまでを5年の経過でみるのか。
事務局	2月の議会で、みどりの条例の一部を改正し、維持管理について新たに条項を追加して、開発業者もしくはみどりを管理する者は、緑化の維持管理に務めるように定めた。助成条件の5年以上の維持管理については、市から資金を渡す際に、市と助成を受ける側である市民及び事業者とのある種の契約事項と考えている。
島田委員	資料 - 2 2 ページの推進協議の手続きについて、完了検査の確認を拒んだ場合の勧告公表があるが、緑化指導基準マニュアルの文章では、「罰則を行うことがあります」という表現になっている。罰則の文章表現としては弱いのではないか。
事務局	<p>条例改正の中で、罰則に罰金も検討したが、緑化は、市民及び事業者の協力のもとで行うものであり、一定の罰金を徴収することよりも、事業者の場合は、企業名の公表を行うほうがより効果的であると考え、公表を選択した。</p> <p>緑化指導基準は、市民と事業者に協力して行ってもらうのが前提となっている。みどりの条例の改定で協議の届出は義務付けるが、緑化はあくまでも任意になっている。条文の中では勧告・公表できるとなっているので、「勧告・公表を行う」と書くこともできるが、事業者の主義、主張に配慮し、書きぶりはこの程度が妥当と考えている。</p>
小野委員	あまり規制するのは好ましくない。公共施設が全部やっていないのに、民間施設にばかり締め付けが厳しくなるのでは、事業者も怒るだろう。
事務局	遅ればせながら、平成18年度8月から公共緑化施設マニュアルというものを策定し実施している。民間施設が20%場合、5%上乗せした25%の緑化を行うことになっている。新築や改築に限ってはいるが、公共施設でも基準を設定した。公共施設の緑化が進んでくれば、今後、緑化の義務化も検討する。
丸田会長	勧告・公表などの罰則以外に、緑化に対して表彰などは行わないのか。建築物緑化だけでなく、緑化全体として何か表彰等はあるのか。

発言者	意見内容
事務局	現在、ボランティアで下草刈りをして頂いた方などを表彰しようという制度を策定中である。公園管理だけでなく、緑地の管理なども含めて表彰を考えている。
丸田会長	緑化、環境を含めた幅広い分野で表彰というのは必要とされてきている。管理や罰則などを行うよりも誉めた方が良い。緑化は幅広く様々な分野がある。その中で、都度罰則を行うことは出来ない。
島田委員	推進制度の情報提供の充実という中で、緑化事例・技術の紹介というのがあるが、緑化することで事業者が表彰、紹介されるとするのはPRになり、企業のイメージアップにも繋がる。表彰と併せて紹介というのも活用されれば良いと思う。
丸田会長	市の事例集を作成し掲載すれば、市内で見学に行く場所が分かって良いと思う。
森藤委員	緑化推進協議には、どのくらいの期間がかかるのか。
事務局	運用窓口をしている課に話を聞いたところ、個々の事例によって協議期間は変わってくるとの事だった。一定の期間を定めるのは、難しい。期間を掲載すると誤解を招くので、期間は記載せずに協議の流れを掲載した。助成の場合であれば、一定の募集期間や審査機関などを書き易いが、協議の場合は、やり取りの中に工事期間も係ってくるので設定し難い。
報告事項 1 特別緑地保全地区について	
事務局から、特別緑地保全地区について、資料に基づき説明	
丸田会長	小深作は既に指定済みなのか。何か施設計画の実施予定はあるのか。
事務局	小深作については、行う予定は無い。既に園路整備がされ、根株を利用したベンチなどもある。ボランティア団体によって管理が行われている為、公園のような施設を整備する予定は無い。
丸田会長	利用にあたっての最小限の設備はあるので、これ以上整備は行わないということによろしいか。
小野委員	小深作は都市公園ではなく自然緑地である。目的は環境保全と森林の有効活用であり、遊具などの公園整備は行うべきではない。
丸田会長	都市緑地保全法で特別地区として、公的資金を投入している以上、周回できる園路や自然観察など、市民が利用できる最低限の施設は必要になる。火の危険性がある場合などは除くとして、買い取りをしている以上、公衆がアクセスできるように整備は行わなくてはならない。
小野委員	小深作は、森が小さいので施設を置くことはできないが、市民は結構訪れている。かなり需要が高い場所だと思う。

発 言 者	意 見 内 容
島田委員	今後の管理方法をどうするか決めているのか。ボランティアにずっと管理を依存するだけではすまないと思う。
事務局	<p>地元から、照明をつけてほしいという要望が来ている。また、柵が壊れれば補修を行う。</p> <p>そういった施設の管理は市が行うが、樹木の管理などは、ボランティアに任せ、市と市民が協働して管理していければと考えている。</p>
島田委員	市と市民の協働ということで、こういった保全緑地は、緑に詳しい市民団体が関わって、今後も管理をしていくという方向で考えているのか。
事務局	了解が得られれば、そうしていきたいと考えている。
丸田会長	管理に対する契約はあるのか。
事務局	契約は無い。外柵などの大規模な管理は市で行い、下草刈りや植栽などの管理はボランティアの協力を得てやっていければと考えている。
島田委員	無償のボランティアの場合、継続的にそのままで良いのか。最低限の管理費を出した方がよいのではないかなと思う。有る程度契約があった方が、市民のほうも安心してやっていけるのではないだろうか。
事務局	<p>現在、市はみどり愛護会の事務局として対応している。現場で使う消耗品類は、要望を受けた段階で、市が購入している。また、緑化団体に補助金として、年間10万円ほど支給している。その他、作業中の事故に対応できるようにボランティア保険の加入など、側面からの支援は行っている。</p> <p>都市緑地法による管理協定については、本来は締結すべきものであるが、特別緑地保全地区は、今のところ公有地のみである為、今後、私有地がでた場合には、管理協定を締結しなければならない。その時点で管理協定制度の活用を図り、様々な団体の意見を聞きながら、一番良い形で管理協定を活用できるよう探っていきたいと考えている。</p>
丸田会長	数があるから、今後そういった管理を全体でやっていくか、島田委員の言われたようなことも踏まえて検討してもらいたい。
上田委員	保全地区では、全く関係ない市民が入って下草を抜いたりすることや焼き芋などを行った場合の管理はどうしているのか。
事務局	例外的にキャンプ場などは使用できるが、緑地や公園内で、火を使うことは認められていない。管理は公園事務所で行っている。下草を抜くなどは、利用者のモラルに頼る以外無い。

発 言 者	意 見 内 容
上田委員	以前、神社のうっそうとした森で殺人事件があったが、結局目が届かない森の中だからということで、深い森が伐採されてしまい、今は樹木が数本残るのみに整備されてしまった。そういうところに目を向けなければ、森は守れないのではないかと思う。
事務局	定期的な樹木の剪定など、適切な維持管理をしていかないといけない。剪定や下刈りは、みどり愛護会と一緒に行っていきたい。そういった管理は必要である。
引間委員	両保全地区とも、今後どのような経過措置を行う予定になっているのか。
事務局	小深作については、現行、樹林として良好な管理が行われているので、引き続き現行と同じ管理をしていく予定である。木崎の計画としては、竹林などを含む密集地域となっているので、当面剪定作業や下草の管理などを行い、植生がある程度変わった段階で、今後どうするか検討するが開放の予定は無い。人が入る場所というよりも、川の対岸から眺めることが出来る見沼田圃の原風景としての形で位置づけを考えている。当面の間は、用地買収の面もあり、愛護会の方々の意見を聴取しつつ、管理の方向性を探って行きたいと考えている。
島田委員	19年度の買収面積は、全体の一部であるが、将来的には全ての面積を買収することは可能なのか。
事務局	645-1-1の地権者は、自分で守っていくという意向が強い。 633-1、629-1については、予算の関係で本年度は取得できなかったが、平成21年度以降の取得を予定している。
報告事項2 見沼グリーンプロジェクトについて	
事務局から、見沼グリーンプロジェクトについて、資料に基づき説明	
丸田会長	グリーンプロジェクトの研究会というのは、どのようなものなのか。そのレポートは出ているのか。
事務局	平成13、14年度に見沼グリーンプロジェクトをどうやって行っていけば良いか、市長から委員に委嘱して2年間研究会を行った。その成果として、見沼新時代という報告書がある。
丸田会長	それが見沼に関しては、一番新しくて、オーソライズされた権威ある報告書になるのか。

発 言 者	意 見 内 容
事務局	見沼グリーンプロジェクトは、それを中心として検討している。研究会終了後も意見をいただく場として懇話会というものに改組した。島田委員と小野委員のお二方もメンバーとして会に参加していただいている。
丸田会長	研究会が終わって、懇話会というのが今はあるということだか、他には、全体を決定する組織は無いのか。見沼は広いし、多種多様な区域なので、一本化してオーソライズしていかないと、どう手を着けて良いか分からなくなる。プライオリティも考えていかななくてはいけない。どこで正式決定していくかを決めておかななくてはいけない。長期100年計画になると思う。
事務局	本年度3月に、見沼グリーンプロジェクト推進会議というものを、農業部門、環境部門、都市計画を含む7部の庁内で連携して組織した会を開催して、平成20年度からさらに詳細な検討、全体的な調整を行う予定にしている。
丸田会長	庁内の実施部会としてはそれでもよいが、外部、内部が一体となってオーソライズされなければいけないし、中でどのように実施計画を練るか考えなくてはいけない。16の参加団体とは、全体で何人くらいになるのか？
島田委員	<p>自分も参加団体の一員であるが、団体ごとの情報交換ができておらず、各団体が何人で構成されているというのは、把握していない。</p> <p>ホームページが出来たことで、それを見た市民の方で、登録している協力団体以外にも個人で参加している人がいると思う。また、そういう人たちにも参加してもらえるようにホームページを作っている。最初の12団体は市から呼びかけがあった団体だが、そこから徐々に増えてきた。ホームページは楽しい内容になっているので、是非見てほしい。</p>
事務局	市のホームページのトップページに、見沼たんぼのホームページのバナーがあるので、是非ご覧頂きたい。
引間委員	ホームページや市報に掲載することで、市民に環境を意識させてとても良いが、子供の教育としては、見沼の歴史をどう教えていくのか。
事務局	<p>平成18年度に見沼田圃の四季というビデオを製作した。</p> <p>さいたま市内の小学校では、3、4年生の総合学習の中で見沼田圃関連の授業を行っている為、このビデオを市内の101校の小学校に配布し、資料にしている。</p> <p>また、このビデオは図書館にも置いてあるので、一般の市民も利用することができる。画質は悪いがホームページからも見る事が出来る。</p>

発 言 者	意 見 内 容
丸田会長	<p>身近な環境を教育に取り上げていくのが大切である。総合的学習で見沼田圃を取り上げるといのは、避けて通れない地域の破壊を知る上で重要である。公立の小中学校に副読本くらい用意してはどうか。歴史にしても、勉強する材料は色々ある。</p> <p>見沼田圃が首都近郊緑地として候補に上がっていたが、その後どうなったのか。</p>
事務局	<p>埼玉県のように調整を行っている。国土交通省と農林水産省との管轄の関係で、近郊緑地法を農地にかけるのはハードルが高い。</p> <p>見沼田圃以外の斜面林については、考えられるが、見沼田圃の中については近郊緑地とするにはハードルが高い。しかし、立ち消えになったわけではない。</p>
丸田会長	<p>農地の将来の問題が悲観的な話ばかりになっている。かなり抜本的に農業、農地が見直されてこなければいけない。</p> <p>今までの保守的なものではなく、株式会社化などダイナミックに変化していく中で、株式会社や NPO が乗ってくる何か新しい材料をさいたま市が提案すれば良い。大規模に何か行うことが出来れば面白いと思う。</p>
島田委員	<p>今年 10 年目になる見沼田圃の水田保全活動の中で、市民参加の水田活動を限られた場所で行っていても見沼田圃の水田を守っていく事にはならないということを、毎年農家がやめて休耕田が増えていくのを見ると、強く感じている。</p> <p>昨年から特定法人貸付事業が実施されていることから、市の農政課と NPO として活用できるか相談を始めたところである。なんとか水田を維持していかないといけない。</p> <p>一度やめてしまつとなかなか水田には戻せないし、盛土されると不法投棄の場所になってしまう。見沼田圃は市内の農地の 41% 足らずの土地であるが、農地は本当に減っている。食の安全が問われている中、自給率を含め、市内で程度まとまって連なっている見沼田圃を残さなくてはならないと感じている。</p> <p>市でも熱心に取組んでいるので心強いが、時代の流れは速い。</p>
引間委員	<p>新聞で戸田市の農業委員会が無くなったことを知ってショックだった。</p>
島田委員	<p>農業を続けていけない状況で、水田の維持を農家だけにお願いすることはできない。何か新しい手法を作らなくてはならない。</p>
森田委員	<p>農家だけで維持するのは難しい。農作物が安くなり、採算が合わない状況が続いている。兼業しながら、田圃を維持していくような状況になっている。</p>

発 言 者	意 見 内 容
上田委員	<p>農地法を変える予定は無いのか。農地が余っていて、農業をやりたい人は沢山いるのに、法律が駄目だというのはおかしい。</p>
丸田会長	<p>やっと日本でも温暖化の緩和に農地が寄与しているという考え方が認知されてきた。これからは農地が大切だという話になる。</p> <p>都市地域整備局というのがあるが、調整区域をどうするか議論している。</p> <p>今後40年先には、市街化区域に隣接した部分が荒れてくると予想している。</p> <p>要素は色々あるが、農業を続けていけないし、住都公団のニュータウンなどの団地などが無くなってくる。それをどうするか、40年後を目途に3年前から、国のほうの部会で農地法に関連したものと都市計画法の抜本的な改革を検討してきた。その中で、近郊緑地の配置の中で、なぜ樹林はあって、近郊農地はないのかと話をしていた。首都圏に供給される野菜は50km圏内で栽培されている。近郊農地を指定していいのではないかと話をしてきた。</p> <p>防災の側面など規模を想定し時代ごとにクリアに整理して、30～40年後を先読みしてターゲットを定め進めたら面白い。</p>
	<p>(16時00分終了)</p>